

令和 8 年度練馬区青少年育成活動方針（案）の策定について

1 目的

区では、青少年の健全育成の諸施策を推進するため、「練馬区青少年育成活動方針」を策定している。

昭和 50 年に「練馬区青少年育成基本構想」として、青少年育成地区委員の活動の目安として始め、昭和 55 年からは育成活動方針と名称を変更し、毎年度策定している。平成 19 年には区内の小・中学校の全保護者にも配布を始め、平成 22 年から区内の保育園・幼稚園の全保護者へも配布をしている。

2 課題

令和 7 年度青少年育成活動方針アンケートでは、「コンパクトにまとまっていて分かりやすい」「とても役立つ情報が掲載されている」という意見をいただいた。一方、保護者からは「活用したことはない」というご意見もあり、保護者・子どもたちにも、より活用いただくことが課題である。一案として、冊子の事務局案（資料 3－2）も作成したため、令和 7 年度青少年育成活動方針（資料 2）と比較してご意見を伺いたい。

3 策定のスケジュール（予定）

7 月 31 日（木）第 1 回青少年問題協議会にて審議

↓（諮問）

9～12 月 青少年対策連絡会にて諮問事項の検討（3～5 回）

↓（答申）

令和 8 年 1 月 第 2 回青少年問題協議会にて答申を審議・決定